

その他の注意事項

- 1 物件の引き渡しは、物件調書に特段の記載がない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参考のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
- 2 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県では対応いたしません。
- 3 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設施設の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県では対応いたしません。
- 4 物件及び隣接地のよう壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現況引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県では対応いたしません。
- 5 物件の敷地内又は隣接地等に電柱（電信柱等を含む）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応いたしません。
- 6 物件の敷地内にゴミ・ガラ・碎石・切り株等が存する場合がありますが、撤去・搬出及びその費用負担等については、県では対応いたしません。
- 7 現状での引き渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県では対応いたしません。
- 8 物件調書に特段の記載がない限り、地盤・土壌調査は実施しておりません。土地の利用に際しての地盤・土壌調査及び地盤・土壌の改良、浄化等並びにその費用負担等については、県では対応いたしません。